



民事再生手続開始決定に関するお知らせ

平成29年6月26日付「民事再生手続開始の申立て等に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社並びにタカタ九州株式会社及びタカタサービス株式会社は、平成29年6月26日に東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い受理されましたが、本日、同裁判所より、民事再生手続開始決定がなされましたので、お知らせいたします。

1. 民事再生手続開始決定

タカタ株式会社平成 29 年 (再) 第 20 号再生手続開始申立事件タカタ九州株式会社平成 29 年 (再) 第 21 号再生手続開始申立事件タカタサービス株式会社平成 29 年 (再) 第 22 号再生手続開始申立事件

2. 民事再生法による今後の予定

① 再生債権の届出期限② 財産評定書・報告書の提出期限平成 29 年 8 月 25 日平成 29 年 10 月 12 日(民事再生法 124 条、125 条)

③ 認否書の提出期限平成 29 年 10 月 30 日④ 再生債権の一般調査期間平成 29 年 11 月 6 日から平成 29 年 11 月 13 日まで

⑤ 再生計画案の提出期限

(注)上記日程につきましては、今後の手続の進行により変更となる可能性があります。

今後当社は、同時に再生手続の申立てを行った各子会社とともに、東京地方裁判所及 び監督委員の監督並びに米国デラウェア州連邦破産裁判所の下、当社グループ全体の事 業の再生に向けて全力で取り組む所存です。

平成 29 年 11 月 27 日